

## 開 会

【岡田国土計画局総務課長】 それでは、ただいまから国土審議会第6回調査改革部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の岡田でございます。本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

次に、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会運営規則によりまして、会議は原則として公開することとされておりますので、前回と同様、本日の会議は一般の方々にも傍聴いただいております。

### 新委員の紹介

議事に入らせていただく前に、委員のご紹介に移らせていただきたいと思います。前回の会合後、国土審議会委員の改選が行われており、新たに当部会の委員にご就任いただいた委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。

それでは、ご紹介させていただきます。高島準司委員でございます。

虫明功臣委員でございます。

なお、全体の委員につきましては、お手元にお配りいたしました委員名簿をもちいまして、ご紹介にかえさせていただきますと存じます。

### 部会長の互選

また、本日は国土審議会委員の改選後、最初の部会でございますので、部会長の互選をお願いしたいと思います。国土審議会令第3条第3項の規定に基づきまして、部会長は部会に属する委員及び特別委員の方々から互選をしていただくこととなっております。いかがいたしましょうか。

【中村(徹)委員】 今、お話がありました部会長でございますけれども、調査審議の途中でもございますし、これまで部会長としてとりまとめの労をお取りいただきました中村英夫委員に引き続きお引き受けを願ってはいかがかと、このように考えますので、ご提案申し上げます。

ます。

【岡田国土計画局総務課長】 ただいま、中村徹委員から中村英夫委員を部会長にというご提案がございましたけれども、皆様方のご意見はいかがでございましょうか。

(異議なし)の声あり)

【岡田国土計画局総務課長】 ご異議ないようでございますので、中村英夫委員に部会長をお引き受け願うことといたします。

また、これ以降の議事運営は部会長にお願いいたしたいと思えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、中村部会長、部会長席のほうにお移りいただくようお願いいたします。

【中村部会長】 ただいま部会長に選任されました中村英夫でございます。委員の皆様方のご協力をいただきまして、円滑な議事の運営に努めたいと思っておりますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に皆さんにお諮りいたしたいと思えますが、国土審議会令第3条第5項の規定によりまして、あらかじめ部会長代理を指名させていただきたいと思えます。

それで、まことに恐縮ですが、これまでに引き続きまして、西垣委員に部会長代理をお願いいたしたいと思えます。西垣委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

【西垣委員】 ご指名いただきまして光栄でございます。老骨であります、どうぞよろしくお願いをいたします。

## 議 事

### (1) 「国土の総合的点検」とりまとめについて

【中村部会長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんいただきたいと思います。

本日の議題は、「国土の総合的点検」のとりまとめでございます。大分長い間、時間をかけてやってまいりましたが、ようやくとりまとめの段階に至りましたので、事務局のほうから説明をしていただきます。よろしくお願いします。

【左久間国土計画局総合計画課長】 それでは、資料のご説明を申し上げます。

お手元に冊子になっておりますが、部会報告の(案)、資料2でございます。これに参考資料として、「概要」と「とりまとめイメージ」ということで、ホチキスどめのもと、1枚紙のもと、2つお手元にあるかと思えます。こちらを使いまして、ご紹介させていただきたいと思えます。

まず、本体をおあげいただきまして、「はじめに」というところで、今回の部会の総括的な導入がありまして、1枚めくっていただきますと目次になっております。構成は「序章」「第1章」「第2章」「第3章」「第4章」ということで、これまで3つの小委員会からご報告いただいたものの体裁を整えて、1章から3章、そして今日新たにご検討いただく部分として、「序章」「第4章」という形になってございます。

「序章」におきましては、第1章から3章まで、これまでいろいろと検討して、展望作業、評価をしていただいておりますけれども、そこのエッセンスといえますか、全体の流れを示していただくような形になっております。それから、「第4章」におきましては、今後の国土計画を考えていく上におきまして、「目指すべき“国のかたち”」というところを、これまでの3つの小委員会の検討を十分踏まえた形でとりまとめさせていただいております。

また、前回、その中で幾つかの論点があるということで7つほどご議論いただきましたけれども、そこを踏まえてまとめさせていただいた形になります。

最後に、今後の国土計画のあり方に向けて、「国土計画の今日的意義」という構成になってございます。

実際に関連の資料が後ろにつくという形でまとめたいと思っております。

内容でございますけれども、かなりの大部でございますので、概要のほうと1枚紙を使いまして、ご紹介させていただきたいと思えます。

「参考資料1」を1枚めくっていただきまして、報告のポイントでございますけれども、「はじめに」のところ平成15年6月に、この調査改革部会を発足いたしまして、その下に3つの小委員会を置いて、我が国の国土全般の現状及び国土の利用・開発・保全に関する課題について調査審議を進めてきたということ。

その成果を踏まえて、ここに今後の新しい国土づくりの転換を迫る潮流、新たな課題、そして国土政策の基本的な方向を提示した報告をまとめたという位置づけでございます。

今後につきまして、実効性ある国土計画制度の確立に向けまして、国土計画の改革を進めて、21世紀にふさわしい国土づくり・地域づくりが推進されますよう、示されました国土政

策の基本的方向をもとに国民的な議論が喚起されて、多様な主体に共有できる国土の将来像の確立へ向けた検討が進められることを求めるという『はじめに』というものになってございます。

めくっていただきまして、2ページから3ページで「序章」の主なところでございますが、序章につきまして、まず初めに、これまでの国土政策の成果と、それから残っている課題ということで、ごく簡単にまとめた部分がございます。

国土政策の成果の上ったものということでいきますと、製造業などの地方分散が進んだり、大都市への人口流入の傾向が収束したとか、地域間所得の格差といったものが縮小したり、公害防止などの生活環境の向上、地方におきまして中枢・中核都市などが成長してきたといったような、いろいろな成果が上がってきております。

また、さらに、これから残る問題としては、一極一軸構造といった国土の構造の問題とか、地方圏におきまして過疎、あるいは地方都市の中心市街地の空洞化の問題、大都市での密集市街地等の問題が残っていると。

さらに、今後展望いたしますと、「国土づくりの転換を迫る大きな潮流」ということで、5つに整理をさせていただいております。

「人口の減少・高齢化」、これは総人口が減る部分と、それから特に地方中枢・中核都市から遠隔の部分で大幅に減るといったようなところで、その中で国土のあり方を考えることが必要になるということでございます。

2番目といたしまして、国境を越えまして地域間の競争が行われるということで、グローバル化という中でいろいろと影響を受けているわけではありますが、その中で、一方で脅威ということがあるわけですが、他方で東アジア地域の成長ということでチャンスもあるという整理でございます。

また、そのために資本ですとか、人が入ってきやすい開かれた魅力ある地域をつくっていくことが課題であるということ、地域の雇用機会を生み出すために、人をはじめとします地域資源をうまく使って活性化するといったことが重要であるという整理でございます。

3番目といたしましては、地球環境をはじめとする環境問題の顕在化の状況でございます。地球温暖化が進みましたり、生物の多様性が減少するといった状況、あるいは資源の利用と廃棄物の問題でありますとか、森林とか農地の管理の問題が生じてい

る。あるいは、国民の間に国土を美しいものにしたいという欲求、渴望が出ている。さらには、郊外に都市が広がっていくことについての問題、それから安全とか防災に関連した問題、こういったことが課題として出てまいります。

また、財政面のところで、財政事情が非常に厳しいということで、現下の財政制約というものがあるわけでありましてけれども、今後、更新投資が増えてくるということで、新規投資が新たにできる部分は制約されるという話、それからモビリティの向上でありますとか、国際交流基盤の強化、自然再生等々、引き続き国土基盤への期待がある中で、そういった投資制約のもとで、いかに効率的・効果的な整備、これは既存ストックの活用も含めてやっていくことが求められるという課題がございます。

また、今、地方分権の流れがいろいろとあるわけがございますけれども、その根本には、やはり中央に依存した形での国づくりとか、地域づくりの限界が出ているということではないか。キャッチアップの時代にあって、国が主導的に役割を果たすことの意味はあったわけでありましてけれども、地域の特色が失われるとか、国依存といった面も否定できないところであります。

今後、地方分権ということで、それに対応したような地域の自主性とか個性といったようなものを発揮した関係が望まれるということでございます。

その上で、個々の取り組みの先にある全体の国土像といったものが今求められているということで、今なすべきは、多様な主体で共有できる国土の将来像をつくって、その実現に向けて協働して取り組むことにあるのではないかという、まとめになっています。

この導入の上に、4ページ以下、「第1章」から「第3章」まで、それぞれの小委員会の報告を取り込んだ形になってございます。これについては大分議論してまいりましたので、簡単にごらんいただくだけで、「第1章」が二層の広域圏による自立・安定した地域の形成ということで、国土の、特に人口面ですとか、地域の姿、あるいは現在の21世紀の国土のグランドデザインの4つの戦略のうちの2つの進捗状況を見まして、今後の方向が出されております。

二層の広域圏という形で今後の地域を考える、あるいは、「ほどよいまち」といったようなところで、調和のとれたまちを考えようという方向でございます。

6ページを見ていただきまして、「第2章」は世界に開かれた魅力ある国土の形成

と持続的発展のための国土基盤ということで、主に国土基盤、あるいは国際交流の形、現状といったものを踏まえております。

現状といたしましては、東アジアとの関係、あるいは国内の交通体系の状況、あるいは今後の更新投資といったものについての検討を踏まえまして、基本的方向として、東アジアの一員としての国土形成、二層の広域圏というものについては、やはりモビリティ等々、基礎になる条件を整備していく方向、投資制約下で、国土基盤投資については既存ストックの活用、あるいは選択と集中といった方向で効率的にやっていく、質的に高めていこうという方向でとりまとめられてございます。

次に、9ページにまいりまして、「第3章」でございますが、「持続可能な美しい国土の創造」ということで、土地の利用などの国土利用の状況、あるいは環境の状況、災害、あるいは農林水産業の状況、そして4つの戦略のうちの多自然居住といった状況を踏まえまして、10ページ以下に今後の方向といたしまして、「持続可能性」と「美しさ」という点を中心に考えたいということ、しかも持続可能性について環境負荷の低減、生物多様性の保全に加えて、防災面、あるいは市街地の問題、それに伴う財政面での持続可能性といったこと。美しさについては、人と自然ということと、歴史や文化の問題ということで、非常に総合的な概念でとらえると。国土計画らしいとらえ方をしようということが出ております。その上で、自然災害ですとか、循環・共生型、またランドスケープといったものを活かした国土資源管理、土地利用について集約するという方向が出ております。

今後、特に重要な地域ということで、多自然居住地域と都市の郊外部に課題が非常に大きいという整理になってございます。

次に、12ページでございますけれども、今後、目指すべき“国のかたち”と国土計画ということで、目指すべき“国のかたち”についての議論の部分と、それから今後の国土計画ということで整理をされています。

初めに、「目指すべき“国のかたち”」でございますが、今回は全体の目標として「世界に誇ることのできる国土」ということで、多様な地域特性に応じて3つの要素、効率的な経済社会活動、豊かで安全な生活、美しく快適な環境を実現することが目指されるものではないかということで、いわばこれが今回の点検の総括的な方向づけになると思います。

その上で、国土の均衡ある発展についてご議論いただいてまいりましたけれども、これについて、その理念の意味するところは継承するとしても、国民にわかりやすく共感できる理念に再構築することについて国民的な議論を進める時期に来ているのではないかということで、その問題の提起が行われております。

これに関連いたしまして、国土づくり・地域づくりにおきます一体感の醸成という課題があるのではないかということで、これにつきましては現在、欧州におきまして大きな統合の方向がいろいろと出ているわけでありましてけれども、その中で経済社会のまとまりについてのいろいろな議論がなされているということで、それとの関係なども踏まえながら、日本において地域と国土全体としてのまとまりをどう考えるかといったところについての論点をまとめてございます。

これによりまして、個々の地域が個性的でありながら、全体としてまとまりを有する国土というところで一体感の醸成という形で、これも今後の理念についての議論に、ひとつ踏まえていただくべきところではないかということで提示されてあります。

次に、「世界に開かれた国土の形成」ということで、特にここでは日本の特色、すぐれているところを伸ばすという方向が出ておりまして、「安全」「清潔」「環境」「高技術」「確実」といった日本ブランド的といった発想が要るのではないかと。

その一方で、今度は外から資本や人を受け入れている。それによって、新しい創造を生み出すことの重要性を示しております。

また、こういった文脈の中で考えますと、東京対地方というところで、国の中だけで考えるということではなくて、世界におきます日本、あるいは世界都市としての東京といった発想が要るのではないかと。

また、地域の魅力、活力といったものを高めていくときに、東アジアとの関係が非常に重要だということで、東アジアの発展の中で日本がその活力を呼び込んでいくといった視点が大事だということでございますけれども、地域の活動としては、都道府県の単位を超えて、より広域的な連携のもとで広域連携に取り組んでいくことが大事ではないかという方向が出ております。

次に、自立圏連帯型国土、論点のときに自立広域圏というやや長い形でございましたが、圏の中に広域というニュアンスがあるということで、よりコンパクトに自立圏連帯型国土ということでまとめておりますが、今後、国境を越えました地域間競争の

激化でありますとか、人口減少ということで、地域経済、地域の活力という点で課題が多いわけでありますけれども、これに広域的に対応していく際に、国土の構造としては地域ブロックというものをベースにして考えて、それが一体的に相互に交流・連携して、世界と競争しながらも国土としての一体感を有する形、「自立圏連携型国土」を目指してはどうだろう。

さらに、地域ブロックの中におきましては、「選択と集中」を進めて、拠点都市圏、産業集積、交通交流拠点へ資源の投入を集中させるということで、ブロック全体を牽引することを考えよう。

また、ブロックは、その中に都市的サービスの確保でありますとか、地域社会の維持といったことを踏まえて、複数の市町村による広域的な連携と役割分担を進めていくことがあるだろう。

また、とりわけ地方都市におきましては、外に広がっていくことを抑制して、まとまりのある、にぎわいのある中心街といったことが必要ではないかということで、また地域が責任を持って、自主的で賢明な選択をして、安定的かつ持続的な成長を目指すことが大事ではないかということでございます。

この地域ブロックと生活圏という二層の広域圏によりまして、人々の諸活動が空間的な広がりの中でまとまっていると。そして、これが目指すべき国土構造をわかりやすく示す、あるいは、みずからの地域に対するそれぞれの地域の国民の理解を深めるということで、今後の各種政策立案の指針となる形で提案されているということでございます。

また、東京について、東京圏への過度の集中がないようにということが基本でございますけれども、世界経済の核としての東京といったものを考え、高次機能の集積とか、あるいは持続的成長という観点も大事だということで、首都圏から分散させていくことを強化するよりも、地方圏の自立を促す施策に重点を置いたらどうだろうということでございます。

また、「持続可能な美しい国土の形成」ということで、美しい国土実現のためには、自然環境の適切な保全管理と、歴史、あるいは文化といった面と調和している風土という形で、言葉としてはランドスケープでございますが、これを伴った国土の形成を目指すことを考えようということでございます。

以上を踏まえまして、「国土計画の今日的意義」ということになりませんが、そもそも論として、国土計画につきましては、土地や水や自然、社会資本、産業集積、文化、人材等、国土にありますさまざまな資源の望ましい配分を長期的、総合的に、あるいは空間的に示す計画であるということについては、これが基本であるということであり、その上で、これまでに上げてきました国土計画の成果と今日的な課題を考えますと、成果はいろいろ上がってきたということは先ほど申し上げましたが、その中で重点とか優先度、あるいは目標と施策の関係、14ページにいていただきまして、実現時期がうまく示されていないのではないかと。そういう意味で、指針としての機能が下がっているのではないかとということが言われております。こういったことに対応する必要があって、改革を進めようということでございます。

冒頭に見ましたように、これまでに経験したことの無い転換を迫られるということがいろいろあるわけでありましてけれども、国民、地方公共団体、国、その他の国土づくりにかかわります多様な主体が将来について、協働して実現すべき国の将来像について共有すると。

そして、国土計画自身、国土づくりの転換を迫ります新たな潮流に踏まえて、改革をすることが必要であると。その上で目指すべき国の形として、「効率的な経済活動」「豊かで安全な生活」「美しく快適な環境」を目指すということで、そしてそれを次の世代に引き継いでいくことになるわけでございますが、それを実現していくために、「自立圏連帯型国土」、これは世界に開かれたものということでございますが、それから「持続可能な美しい国土」の形成に向けて、具体的な目標と政策指針を示して、多様な主体間で共有していくという形で国のかたちを提示しようということでございます。

その際に、国土の総合的な管理ということ、これまでも議論していただいてきておりますが、具体的にどうということかと、今回の総合的点検を踏まえて考えますと、国土の利用、開発、保全を一体的に進める具体の姿は、国土基盤の整備を選択と集中によって進めていくということと、国土利用を再編していく。都市の郊外部の話ですとか、農地の利用といったことを含めて、あるいは森林の管理の問題、こういったことを別々にやるのではなくて総合的に、かつ多様な主体が協働して取り組むことが大事で、そのためには明確な目標と指針を全国レベルから市町村レベルに至るまで示した

上で、全国レベルから市町村レベルに至るまで一体的に進めることになるということ  
でございます。

これによって、国土計画というものは利用、開発、保全を総合的に行って、国土を  
適切に管理する、マネジメントしていく指針としての役割を担うんだということでご  
ざいます。

具体的に、国土の基盤整備の選択と集中、国土の利用の再編につきましては、まず基  
盤整備の長期的な方向づけは、国土計画が今後とも示すべき主要な課題ということ  
でございますが、今後については投資制約が強まると見込まれるということで、画一的  
に投資をしていくよりも、地域・分野を越えた投資の選択と集中というところへ方針  
を転換していく。

それから、国土利用の再編につきましては、国づくり・地域づくりに当たって、国  
土空間利用を誘導する方策を考えていこうということでございます。

そして、国と地方との役割が地方分権の中であるわけでございますが、国はきち  
と方針を示して、そして役割分担を明確にした上でやっていこうということござい  
ます。これからの国土計画については、多様な主体がかかわってきて計画づくりをし  
ていくわけでございますが、それを通じて望ましい国土の将来像を共有する。それ  
によって協働が行われることになるということでございます。

また、そのために国と地方との間でそれぞれの方針を調整するところに重点が置か  
れるだろうと。そして、両者の間の意見の対流によって、計画づくりを構築するとい  
うのが基本であると。これによって方針の共有化、要するに、それぞれが多様な方向  
に向けて考えるわけでありますけれども、それを全体として調整、相互に国は国のや  
ることについての方針があるわけでありますけれども、それと調整をしながらやっ  
ていく。それは意見を十分に交換しながらやるということでございます。

また、計画を示して実効性を高めるという観点から考えますと、多様な地域特性を  
反映した計画とするということ、それと地域が個性をより発揮することを考えますと、  
そういう方向へ向けてインセンティブの付与といったことについての検討が必要だ  
ということでございます。

以下、参考資料が図表で示してございますけれども、これは今までのご議論の中  
で大体お示したものの、概念図なので少し絵をきれいにしてお見やすくする作業を若干

け加えております。

私のほうからは以上でございます。どうもありがとうございました。

【中村部会長】     ありがとうございました。

それでは、これから今いただいた説明に関しまして、ご質問、あるいはご意見があれば出していただきたいと思います。ご意見、ご質問等に対して、事務局のほうからいろいろお答え等もいただきたいと思います。個々にやっていると時間がなくなりますので、幾つかまとめた形で答えていただきたいと思います。

それから、事務局だけではなくて、ここまでつくるのに3つの小委員会、大変多くの時間を割いて議論していただきました。その小委員長の方々もお見えですので、必要な場合は補足していただく。

それから、もう1つ、さらに運営委員会で全体の検討をしてみましたが、その運営委員会の委員の方も何人かお見えですので、必要な場合にはそれにお答えいただく、あるいは事務局からのお答えに補足していただきたいと思います。

それでは、あと1時間半近く時間がございますので、どうぞ何なりとご意見をお出しください。

はい、中村委員、お願いします。

【中村（徹）委員】     一般的なご質問なんで、最初で恐縮ですけど、発言させていただきます。この報告は国土の総合的点検ということで、大変いろいろな細かい議論の積み重ね、特に小委員会の方々の深い議論の積み重ねで、これがまとめられたということで、そのご努力に大変敬意を表しております。

きょう、ご説明のありました最後のところについてのご質問というか、お話を聞かせていただけたらと思うのは、国土計画のあり方の中で、国と地方の役割の分担があるということではありますが、国の役割として、総点検自身、1つの指針を示して、総点検という名前だけれども、国土計画のあり方についての指針、具体的な中身が入った指針を示していると思うんですが、これが具体的に国の指針として、地方も含めて、そういう関係のところ提示される、あるいは国民に提示されるプロセスは、これからどういうふうになっていくんだろうか。

それから、今後、国土計画局として、これを具体的に国土計画の中に持っていくために、どのような役割を担い、どのように進めていくのか、そのところをちょっと

お伺いしたいと思います。

【中村部会長】 これ、局長からお願いいたします。

【薦田国土計画局長】 本日、おとりまとめをいただきたいと思っております総合的点検につきましては、おっしゃられましたように、3つの小委員会、それから企画運営委員会等でご検討を積み重ねていただいたものでございます。

ここで方向性、あるいは課題につきましてのご提案等々をおまとめいただいたわけでございます。ただ、この段階で比較的、抽象的な格好になっているものもいろいろございます。ですから、それをより具体的な政策にもっと近い形で世の中に投げっていく努力が必要だと思っております。

今回の総合的点検で目指すべき国のかたちと、それから国土計画の今日的役割ということで整理をしていただきました。国土審議会、それから私どもの局というのは、やはり国土計画をつくって世の中に訴えるのが本来的な業務でございますので、この総合的点検を踏まえまして、新しい国土計画に向けてということでございますけれども、まずは基本的な方向性をより政策に近いものに持っていく。

例えて言えば、国の役割から見て、国土計画のターゲットをより明確化するということであるとか、あるいは国土利用の再編というお話を、時代が変わっていくから、こういうのが必要だということを今回出していただいているわけですが、例えばその中の国土利用の適切なマクロバランスということを提起いただいていますけれども、そういうものの目標をどういう決め方があるんであるのかとか、あるいはそういうものを提示したときの効果のイメージがどうであるということ。

それから、国土構造の転換について、自立圏連帯型国土をご提案いただいているわけですが、国土構造を実際に転換していく戦略の基本的な方向性はどうするのかとか、そういった事柄につきまして、事務局でも作業いたしますけれども、今、私ども事務局として考えておりますのは、本日ここで総合的点検のとりまとめをいただいたものを、今月下旬に国土審議会が予定されておりますから、そこにご報告をして、その上で調査改革部会において、今申し上げましたような今回の報告をさらに深めていって、より計画のイメージに近づいていったものを、審議会だけじゃなくて、私どももちろん一生懸命作業いたしますが、そういうものをできるだけ早い機会に世の中にお示しして、より具体的な議論に供したいと考えているところです。

【中村部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【星野委員】 ただいまの中村委員のご質問と局長のお答えを聞いておまして、そういう方法もあるのかなという気もいたしますが、きょう私どもにいただいたペーパー自体は小委員会で大変練りに練って、ちゃんとした立派な報告だと私は思っております。ただこの先行きについて、これが何の役に立つのかなということですよね。

それはつまり、これをベースにして国総法の改正をやるのかどうか。それから、そうじゃなくて、法律の改正はスキップして、今、局長の言われていることを聞いていると、何となく、これをさらに詰めに詰めて、六全総の手前みたいなものを提示するともとれたんですね。そういうんじゃないんじゃないですか。

きょうのペーパーというのは、思い切っているいろいろなことを書いていただいて、そういう意味では大変参考になるわけですが、これをベースにしながらか、おそらく制度改正まで踏み込んでいくわけですから、中村委員がお聞きになりたかった本意というのは、多分そういうことなんじゃないかなと。その段階で、調査改革部会の各委員の方々が、より具体的に即して、いろいろとこれに対して、これというより、新しく、さらに制度的に発展したものに 中身はかなり発展していると思うんで、ここは誤解のないようにしていただきたいと思うんです。ということで、もう1回、そこからさらに議論が深まっていくんだと考えてよろしいのかどうか。それによつては、きょうのペーパーについて、詳細について議論するよりは、むしろ小委員会だとか、企画運営委員会等で散々たたいていただいたわけですから、詳細を議論するというより、大枠について、こういう方向はという議論でいったらどうかなという気分もあるものですから、それで発言をさせていただきました。

【薦田国土計画局長】 ちょっと言葉足らずで大変申しわけございませんでした。まさに、今、星野委員がおっしゃられましたように、今回の調査改革部会というのは、1つの役割が国土の総合的点検、そしてそれと連携をとりながら国土計画体系の改革ということでございます。まさに、国土計画のあり方、報告書の中でも先ほど課長からもご説明申し上げましたけれども、国土計画の内容だけではなくて、あり方そのものが問われているということから今回の検討が始まっております。

したがいまして、先ほど申し上げました点を若干補足いたしますと、これをより深

めていくという言い方を申し上げましたけれども、それは計画を詳細にするというより、むしろどういう形で計画の制度とつながっていくのかというところを申し上げるべきであったところでございます。

ですから、法律の条文がおかしいから、ここを変えるという話ではなくて、むしろこういう新しい時代の計画がこういう形、こういうもの、しかも政策との関係がこういうふうにあるべきものを、総合的点検をベースにして深めていただく。もちろん事務局も作業いたしますけれども、そういう中から制度改革の課題等々の取り組みを進めていきたいということでございます。

【中村部会長】 今、局長がお答えになったことのほとんど繰り返しのようになりますが、私の理解も言わせていただきます。

今回ののは、今、星野委員からおっしゃっていただきましたように、中を子細に見ていただきますと、かなり思い切ったことを言っている、思い切った方向、今まで指摘されなかったことも言っておりますし、やられてこなくて、今後大変必要なことも言っているわけです。ただ、それを今の段階では極めて抽象的な表現でとどまっているということで、このままではどういくのかわからないというご疑問を持つのももったもな事だと思えます。

これから先は、私が理解しているところでは、必要な制度改革もやる。これは前の基本政策部会でも強く言っているところでございます。国土利用計画とのすり合わせの問題、その他たくさんあるわけでありまして。それが1つ。

もう1つは、目標を言っているわけですが、これも極めて抽象的である。したがって、これをもっと具体的な形にしたい。場合によっては数字になることだってあり得るというくらいに思っていますが、とにかく具体化したいと。それが2つ目でございます。

それから、それに伴って具体的な政策、戦略について、こういうふうなことをやってほしいと。その具体的な戦略というのは、それぞれの担当の部局の仕事になるわけでしょうから、それに対して我々としては、こういう方向で考えてほしいということをおっしゃる。その3つの仕事はこれから次の計画に向けて残っていると理解しています。

【森委員】 今、中村部会長の話で大体的ところは、私は理解できました。

それに関連いたしまして、感想めいたことをちょっと申し上げたいと思いますが、私もこの審議会に関係させていただいて、相当長く出席させていただいておりますけれども、初めのうちは、要するに地方に任せるとか、地方の意見をよく聞いてくれということを口が酸っぱくなるほど申し上げました。

最近では、私が申し上げるよりも、ほかの方が先におっしゃるものですから、もう黙っておりますけれども、ただ、正直申し上げて、これでいいのだろうかという感じが若干いたしております。それは、国といいますか、中央政府と地方政府がある。中央政府の機能の中には、おのずから当然その議論の中を含めなければならないものもあるわけでありまして、その代表的な例が国土政策だろうと思います。

その意味で、国土交通省を中心にした役所が、国土政策について腰が引けたということ言い過ぎになるかもしれませんが、一歩引いているような感じで、これまで立案作業、計画の作業等をされておったような気がいたします。

これは決して批判を申し上げているわけでもないのでありまして、国土計画局に優秀な皆さん方がいらっしゃるわけでありまして、ひとつ先ほど中村委員や星野委員からも、いわば激励のようなお話がございました。しっかり受けとめていただいて、中央政府としてどうしても担わなければいけない機能の最重要なもの1つという認識のもとに、今後活動を活発にしていきたいという感想を持っております。

以上です。

【中村部会長】 ありがとうございます。堤委員。

【堤委員】 私のお伺いしたい点は、もう皆様方がお聞きいただいて、部会長からも、局長からも、大体今後の詰め方はわかってきたと思うんですが、それに関して1つ私は、むしろ事務局にお願いしたほうがいいと思うんですが、この報告書自身は完成度は高いし、方向もいいという点は何度も申し上げていますし、これをどういう形で具体的な政策にしてほしいという要望も強いというところも、実は感じているわけですね。

そのわりには、どうしてもこの審議会に出て居心地が悪いんです。それはどういう意味かと言いますと、私はあまり頭よくないですから、素直に言いますと、これをそのまま計画に詰めていくのか、制度改正もやった上で計画にするのかという部分のところ、いつも行ったり来たりしまして、その制度改正の中で特に法律事項、こま

で国のかたちだけでなく答申の形が出てきたわけですから、今度はひっくり返しにしないでいただきたい。また議論して法律ができるかどうかという議論ではなくて、大体やるとすれば、こんなものしかないんじゃないかというところを徹底的に詰めていただいて、変な単語を使いますが、途中で転んだり、よたよたしたりすると、私たち審議していて、一体どこに連れていかれるんだろうかというところがありますので、もしこれからご検討されるのであれば、どういう単語がいいかわかりませんが、フィジビリティースタディーというんでしょうか、大体この辺に魚がいるか、いないかとか、法律事項あるか、ないかという見当がつき始めていますから、そこを徹底的にやっていただいて、確かに国、地方への義務づけができないところで、何となく全軍引き戻しちゃったんですが、ほんとうにあればほかに方法はないのかとか、そこがどうも打ち抜かないと、中身のよさ、皆さんが真摯に検討した成果が、何となく実現のところでもったいない気が非常にするものですから、大体検討の方向はわかりましたので、次回もしやるのであれば、しっかりフィジビリティースタディーをやって、局長の後をついていけば大丈夫だという感じにさせていただければ、私は大変ありがたいと思っている次第であります。要望だけです。

【中村部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【佐和委員】 まず最初に3つほど全く単純な質問をさせていただきたいんですが、1つは持続的という言葉と「持続可能」という言葉が随所に出てくるわけですが、これはどういうふうに区別して使っておられるのかということです。つまり、おそらく意識的に使い分けていらっしゃるんだと思うんですが、どういうふうに意識的になさっているのかということです。

それから、もう1つは同じようなことですが、「連帯」と「連携」という言葉も随所に出てくるわけですが、一体これもどのように区別して使っているのか。私の理解する限り、連携というのは、何か目的があって、それをやるために一緒にやるという感じですが、連帯というのは、もうちょっと状態をあらわす言葉で、ステイックな言葉なんです。そういうふうに私は理解するわけですが、それをあちこちで使い分けされているわけですが、それは意識しておられるのかどうかということ。

それから、3つ目の質問は、「Smart Growth」という言葉が13ページに出てまいります。私は初めて耳にする言葉なんですが、これの出典といえますか、あるいは

造語なのかどうか。わざわざ英語で書いていらっしやるので、出典があれば教えていただきたい。

以上が質問で、あと2つほど意見を申し上げたいんですが、いわゆるいろいろな広い意味での行政改革にかかわることだと思うんですが、行政改革という問題を考えるときに、要するに官対民という対立軸で今まで物事をとらえて、そして政府のやるべきことと、やるべからざることというのがあって、これまで日本の中央政府はやるべからざることまでやり過ぎているという、総じて言えばそういう意見が今非常に強くなっているわけです。

そして、それをいかに民にゆだねるかというのが、例えば小泉さんの構造改革の1つのねらいになっているわけですが、政府のやるべきことの中にも、中央政府がやるほうが費用対効果という点で望ましい事業なり行政もあれば、それを地方自治体にゆだねる。単に、地方自治体だけではなくて、いわゆるNPOにゆだねたほうが、よりきめ細かな仕事ができ、そして結果的に費用対効果という点でも望ましいと。つまり、中央政府がやるには小さ過ぎるような仕事が随分あると思うんです。そういうものを単に自治体だけではなくて、どんどん地方のNPOにゆだねることによって、もちろんお金は出さないといけないわけですが、そういうふうには、つまり官対民という、いわば対立軸で物事を考えるんじゃなくて、官と民と、それから市民という3本足のツールとして社会をとらえ直すことが、諸外国では、特に欧米諸国ではNPOが大変な雇用を創出しているわけです。そういう雇用の確保という点からも重要になってくるんじゃないかと。

それから、もう1つは、おそらく今回の計画の1つの大きな目玉とも言うべき点じゃないかと思うんですが、12ページの1の のところに、「国土の均衡ある発展という理念の再構築」というのがございます。私の乏しい経験からすると、アメリカやヨーロッパに行きますと、どういう地方に行っても、都市圏と比べて決して貧しいという感じもいたしませんし、非常に美しい国土が保たれ、同時に、また豊かな生活を皆が送っているという印象があるわけです。

それに対して、アジアに行くと、例えば韓国でもソウルだけ見ていると、すごい発展しているなと思っても、地方に行けば必ずしもそうではないと。中国も同じです。

なぜ、そういうことがアジアで起きたのかというと、経済の発展といえますか、ス

ピードがあまりにも短期間に急速な発展をやったと。その結果、そういうことが起きたんです。つまり、欧米のように何百年もかけて発展してくれば、均衡ある発展なんて言わなくても、おのずからバランスができるんです。

ところが、日本の場合はそういう意味では、戦後、いわば急速な経済発展をしたわけですが、そのときに国土の均衡ある発展という目標を掲げたことは、非常に賢明だったと思うんです。ですから、日本におきましても、どういう地方に行っても、東京に住む人々と比べて、とりわけて貧しいという印象を持たないですよ。そういう意味で国土の均衡ある発展という政策は、決して間違っていなかったと私は思うんですが、しかしそれが近年では、いろいろ財政上の問題等々があったり、あるいは全国くまなく高速道路を張りめぐらすことがいいことなのかどうか問われ始めたということなんです。何と申しましても、財政制約ということがあると思うんです。

それで、これは意見というよりもお伺いすべきことなんです、やっぱりここわかりにくいんです。国土の均衡ある発展という理念の意味するところは継承するとしても、国民にわかりやすく共感できる理念に再構築する。これだけでは、どういうふうにも再構築しようとされるのか全然見えてきませんよね。もし、そういうところでお考えがおぼろげながらもおありでしたら、教えていただきたい。

以上です。

【中村部会長】      ありがとうございます。

それでは、質問も出ましたので、初めの「連帯」「連携」、この辺のところ、佐久間課長の方から、その後「Smart Growth」という話、これは小林先生か大西先生か、つけ加えていただければと思います。最後に、均衡の話は、私一言、言わせてもらいます。

【佐久間国土計画局総合計画課長】      まず、「連帯」「連携」ということで、言葉を使い分けているかということですが、これは意識的に使い分けております。おっしゃるように、連携というのには、ある特定の目的があって、主体もはっきりしていて、その間の連携というものだと思います。

連帯というのは、特定の目的というよりは、ここの下に一体感といったようなものも書いていますが、要するに、社会としてのまとまりとか、共通の利益を追求しようという意思とか、非常に幅の広い、いわば長い時間を経て形成されているような社会

のありようを連帯ととらえております。そういう意味で、以前、自立広域圏連帯型なのか、連携型なのかといった議論もありましたけれども、そのときに国としての大きな全体としてのまとまりを考えるとときには、連帯という、要するにそのときの目的といったものにかかわるのではなくて、社会全体としての1つのまとまりがあれば、先ほど欧州などでどこに行っても豊かであるといったことを挙げられましたけれども、そういったものを支えている社会的な、あるいは経済的なバックグラウンドというものがあるといふことだと思えます。

【中村部会長】 ありがとうございます。では、大西先生、お願いします。

【大西委員】 「Smart Growth」というのは、本編の65ページに、「ほどよいまち」という今回の報告の中で使った言葉に関連して、その「ほどよいまち」という言葉の意味するところが、スマート・グロースやサステイナブル・デベロップメントに近いという説明が施されています。

「ほどよいまち」というのは新しい言葉で、日本語の感覚から言うと、「ほどよい」というのは「適当に」ということで、やや悪い意味もニュアンスとしてはあるということですが、ここではそうではなくて、「ほどよいまち」の中の積極的なところを意味したいんだということに関連用語としてスマート・グロースとかサステイナブル・デベロップメントを使ったわけです。

そのうちのスマート・グロースは、その下にも解説がありますが、アメリカで、これはテクニカルタームになっている言葉です。もともとはグロース・マネジメントという成長管理ということが1960年代からアメリカの都市政策で使われてきました。スマート・グロースというのは、州の計画の中で生まれた用語だと私は理解していますが、成長管理というと、急速な都市化を抑えると。例えば、年間の建築着工を抑えるという手段で、抑制するという意味合いが強いんですが、スマート・グロースは州の中の成長を、大都市もあれば、田舎もあるので、そういうところに適切に配分していくという、やや広域的な観点からの政策です。

したがって、ある地域にとっては成長が少し抑制されると。州内の中心都市です。しかし、郊外なり、田舎の都市にとっては、成長が促進されるという両面があるということで、スマート・グロースについては、例えばULIというアーバンランドインスティテュートというアメリカの不動産会社が集まった民間のかなり大きな組織があ

りますが、そこでもスマート・グロースを促進しようという活動をして、相当幅広い人に受け入れられている。

そういう概念に近いということですが、まだ「ほどよいまち」という言葉が生み出されたばかりでありますので、これから例えば二層の広域圏と「ほどよいまち」がどういうふうに関係があるのかということは計画としての研究課題だと思います。

以上でございます。

【中村部会長】 ありがとうございます。それから、最後のヨーロッパ等では、格差の大きいおくれた地域はないのではないかというお話がありました。発展の速度がアジアとは違うんだということ、それもそのとおりだと思いますが、ヨーロッパでも今度入った25カ国ならもちろんなんですけど、今までの15カ国の中でも、地域によっては、我々日本人からは信じられないくらい発展のおくれた地域もある。そういうところは生活の質も非常に劣っているというわけで、そうしたところは、地理的、あるいは自然的条件が極めて状況不利地域があると。日本は国としては大きくないんですが、それでもやはり、そういう条件不利地域が多いという意味では、ヨーロッパと同じなのではないかと思っています。あるいは、場合によっては、日本よりもひどい状況でもあると思っています。南イタリアとか、ポーランドとか、ウエールズとか、そういった大変厳しい条件のところは、たくさんあると理解しています。

それから、さっき課長からも説明ありましたが、「連帯」という言葉、これには今のヨーロッパの話のついでであれなんですけど、今EUの中の計画では、よくソーシャル・コヒージョン (Social Cohesion) という言葉を使うわけです。この中では、一体化とか、凝縮化ということです。それに近い感じで、地域内で一体化していくというニュアンスなんですけど、もうちょっとちゃん書かんといかんのかと思います。

あと、どうぞ。

【平野委員】 今、大西先生から「ほどよいまち」のご説明がありました。調和のとれたまちというのは、これから「ほどよいまち」とここで定義するんだということなんですけど、こういうことは全く素人の私の感覚では「ほどよいまち」というのは、そんなに悪い言葉じゃないと思うんですね。

ただ、ここで調和のとれたまちが「ほどよいまち」なのかどうかというのは、この内容から見ると、やや違うんじゃないかなという気がするんですけど。これは感想なん

ですけれども、ここでは「ほどよいまち」の条件で、バランスがとれているとか、長期的発展ということが挙げられておりますですね。ただ、私は「ほどよいまち」というのは、むしろ生活者の観点から見ると、大き過ぎず、小さ過ぎず、人口もそうでしょうし、それから、いわゆる都市生活、日常生活に不便がないとか、そういう観点での、生活する人間から見た「ほどよいまち」というニュアンスに私は受け取るんです。

調和のとれたというのは、まちづくりをする方の立場だろうと思うんで、この辺がやや違和感を感じるとというのが私の感想なんですけれども。この辺、またこれからご議論があるのかどうか知りませんが、括弧で書いてあるというのは、この辺の迷いがあるのかなという気はするんですけれども、どんなものなんでしょうか。

【中村部会長】      どうぞ、八島委員。

【八島委員】      私はかなり論点が整理されてきていると思っています。そういう意味では、先ほど堤委員が言われたように、これをどのようにして具体化、具現化していくのか。その辺のハウツーをどうしていくのかということです。その辺の指針をお示しいただきたいということです。

特に、我々地方から見ますと、地域のブロック化というのは、皆さんが考えている以上に、進んでいるところがあります。これは地域によって、かなり温度差があると思いますが、実は私どもの東北地域では3月末に中国東北地方の遼寧省、吉林省、黒龍江省、内蒙古自治区から省庁、副主席他約700名、わが国から東北7県知事他約1,100名が出席して、日中経済協力会議を開いたわけです。1,800名出席の日中会議というのは、今までにない大規模な会議だと思っています。

そこで出た結論は、霞が関の方々に申しわけないのですが、こうした会議を実効的なものとするためには、東京を経由せずに開催することも必要であるということです。

そういうことからいけば、せっかく論点整理されたわけですから、どうやって具体化していくのかという、その辺のハウツーを早く示していただくことが必要なのではないかと考えています。

【中村部会長】      いかがでしょうか。何かご意見ございましたら、どうぞ。ご感想でも結構ですので、ぜひお願いしたいと思います。矢田委員や森地委員、つけ加えていただくことがあったら、ぜひお願いします。

【矢田委員】      星野委員はじめ、いろいろな議論があった国土計画体系のあり方と

今日の総合的点検のかかわりについて、多少意見を申し上げます。国土計画体系そのものを変える、つまり、土地利用法と国総法との一体化、ブロックごとの計画を軸にして、それを統合して国土計画に持っていく、こうした点を核とする国土計画の「枠組み」の議論が昨年ぐらいまで、かなりここで議論されたと思います。今回は、そこを前面に出さないで、むしろ国土づくりの「内容」の議論になっています。しかも、それが二層の広域圏ということで、ブロック圏の自立をかなり意識しております。

理論的には、これらが統合すれば、ほぼでき上がりと思っています。「内容」と「枠組み」が一つになる。問題は、「枠組み論」でかなり時間がかかった場合に、「内容」の推進を「枠組み」ができるまで待つのか、八島委員が言われていますように、ブロック圏でまとまった経済圏をつくっていくということを骨格とする「内容」の推進を「枠組み」論と並行しながら、どう具体化するのかということを含める必要がある。「枠組み」ができるまで、「内容」の推進を待つ、つまり、「内容」はよくできているけど、「枠組み」ができなければだめだとするのか、そのところは、今後の方向を見定める必要がある。その辺の足並みのそろえ方も多様な方向を考えながらやっていただきたいと思います。

【中村部会長】      ありがとうございます。森地委員、お願いします。

【森地委員】      このレポートを具体的にどうするかという話については、私自身も大変気になって議論もしたところでございますし、企画運営委員会でも、この最後の章に、それをどこまで書くかという議論をいたしました。

私自身は、こういうふうに理解をしています。かつての全総は、長い歴史もあって、全総の機能だとか、そこでやるべきこと、一全総から少しずつ変化はしましたが、それにしても国民の中で、これはこういう枠組みのもので、こういう機能を果たし、それに対して各関連の自治体なり、国民なり、省庁は、こういうふうに対応していくというのは何となくというか、もちろん法律上はちゃんとしているわけですが、実務的にも皆さんの理解があったと理解しています。

ところが、今回の問題は、これを実施していくときに、1つは計画そのもの、計画としてどういう計画を書くのかということがございますし、それから、その計画の前後する関係で、計画制度をどうするかという話があります。

ところが、その計画制度のバックグラウンドには、例えば道州制とか、市町村合併

がありますように、計画制度そのものと国の組織体系自身をどうするかという話が表裏一体に後ろにあって、例えばブロックはどういう思考で構成するのかということが当然問われてまいります。

この中では、二層の広域圏という格好で、こういう思想でいくのがいいということにはなってございますが、それを具体化しようとする、たちまち一体どういう形でやるのかという話が出てまいりますし、今までの全総の体系のブロック計画と同じブロックでいいのかという話が出てまいります。そのことは、一にかかって、政府全体でやっている道州制の話から見ますと、そこをつなげた議論をせざるを得ない。そのときに、この国土計画は今までと違う対象範囲を持ってまいります。その範囲を、ここでどのレベルまでやっていくのかという話が当然問われる。私のような立場から見ますと、そんなことは気にせず、どんどん議論をして、こういう提案をしていけばいいんだと思いますが、おそらく行政の中では、その辺の整理が必要なんだろうと思います。

それから、さらに実行するときに計画と計画制度と、もう1つは計画を実行する手段を一体どう組み直すのかという話が出てまいります。これが補助金のどうだとか、三位一体という格好で言われておりますけれども、例えば、その補助制度をもっと誘導型にするのにどうしたらいいとか、地域間の競争をどうやって健全に誘導していけばいいのかとか、あるいは規制というのは一体どういう格好でやっていくのかということも当然入ってまいります。このことは、多分計画ということからはみ出して、政府のありようそのものにつながってまいります。その基本方針を国土計画の中でどこまで詰めて、どのレベルまで提案するのかという話の整理が大変重要なことなのではないかと思います。

おそらく、最後の章で、私自身はもっと書いたほうがいいかなという思いもあったわけですが、ただ、そこを限られた時間でどこまで詰めて、この審議会にかけられるかという話は、まだ検討を残しているかなと、こんなふうに私は理解をしております。

【中村部会長】 武内委員。

【武内委員】 佐和先生からお話しいただいた話が、まだ1つ残っていたと思うんですが、持続可能性と持続的といいますか、その話からお話させていただきたいと思いますが、意図的に今回、持続可能性という言葉をかなり国土計画という場できっち

り議論しようということで、私のほうで議論させていただきました。

本編136ページを見ていただきますと、ここに私どもの定義を書かせていただいております。「『持続可能性』については、人間の活動と自然との間に調和を図り、他国、他地域、後世代に過度の負担をかけないという考え方のもとに、環境負荷の低減、生物多様性の保全に加え」、ここで環境負荷の低減というだけではなくて、生物多様性の保全という観点を加えたというのは1つの観点でございますし、それから「災害に対する安全面の持続可能性」ということで、災害における持続可能性という、安全面の持続可能性という観点が加えてある。さらには、「市街地の存続や既存ストックの維持更新に対する財政面での持続可能性という側面も重要である」という形で考えておりました、そういうことで全体をまとめたものでございまして、そのことを議論するときには、かなり意図的に持続可能性と使っております。持続的と書かれているのも確かに幾つかございますけれども、その辺はちょっとほかの小委員会等で使われている議論のようで、今、私が見てございまして、ちょっと整合性がとれていないということで、そういう基本的な考え方をほかの部分に適用できるかどうかについて、さらに考えていきたいと思っておりますので、大変貴重なご指摘ありがとうございました。

それから、もう1つ、均衡ある発展についての考え方ですけれども、これは小委員会の委員長の立場ということではなくて、個人的な見解を申し上げますと、私はこれまでの均衡ある発展がやや批判されてきたのは、いわば公共投資のばらまきのイメージで、あらゆる地方にあまねく公共投資を施すことによって、地域がそれなりに自立していくように促していく。それが公共投資余力が減少している社会の中で、しかも地域がそれぞれ個性を競って発展していかなくちゃいけないという新しいパラダイムの中で、やや古びた色彩を持ってきているということから言いますと、こういう均衡ある発展に変えて、やはり内容的に言うと、やや誤解を恐れずに言えば、競争と協調ということが中心になっていくんではないかと思っております。

やっぱり、それぞれの地方がお互いに知恵を出しながら生き延びるためのさまざまな努力をしていく。その努力に対して、何らかの形で国、あるいは広域圏が支援していくということがやはり基本になるのではないかと。そして、そのように成立し、独立した、あるいは自立した地域が、ただ一人生きていくだけではなくて、隣の地域と連携しながら、場合によっては、海外の諸地域と、先ほどお話ありましたように、中国

と連携するという形の連携もこれから非常に大事だと思いますが、そういう形で協調していく。

そういう意味で、これは公共投資における選択と集中という考え方にも、やや似た考え方だと思いますが、そういう考え方をとっていかなければいけないんじゃないかと考えております。

それから、3点目に、今後の国土計画の進め方については、これはいろいろ議論ありましたけれども、これからの最大のフォーカスは、いわゆる全総のような国の基本方向を示すもの、そして公共投資なり国土の基盤の輪郭を大きく描くような仕事と、それから、もう1つは国土利用計画という、いわば国土の土地利用についてのマクロバランスをきちっと示していく議論をどういうふうに一体化させるかということだと思っております。その際に、国のレベルでその2つをつなげるというのは、これまで議論してきた経緯からいって、それほど難しいことではないように思いますし、法律的にもそれほど難しいことではないと思っておりますが、私がやや気にしておりますのは、都道府県、市町村について、この国土利用計画部分をどういうふうにしていくかによって、国の役割、地方の役割という問題もありますが、それ以上に、これまでの計画がほんとうに実効性があるものであったかという反省に立ってみると、この国土利用計画の、特に市町村計画について、やや問題があったということで、その辺どういうふうに都道府県、市町村のレベルでの国土計画を、いかに地域に密着し、かつ実効性を伴い、かつそれぞれの地域の個性を最大限尊重して、国が押しつけてないという形にするにはどうしたらいいのかという、ここはものすごく大きく工夫の要ることじゃないかと思っております。これについては、あまり議論していませんので、今後この部会を中心に、ぜひご議論いただければと思う点でございます。

【中村部会長】 ありがとうございます。今、武内先生から話していただいた2つ目の均衡ある発展云々のところは、151ページの下から数行目のあたりに少し書いてございますので、またお読みいただければと。「近年、ともすれば『均衡』の意味が誤解され、各地域が様々な施設をフルセットで持ちたい」云々というあたりでございます。

あと、いかがでしょうか。寺澤委員。

【寺澤委員】 感想でもいいということなので、一言申し上げさせていただきます。

皆さんがおっしゃっておられますように、部会の報告の内容については非常に熟度が高いですし、これからどうするかという点をさらにご議論していただければと希望しております。

あまり今まで議論が出ていなかったことで、この部会で扱うかどうかわかりませんが、先ほども森地先生が手段の話をされましたので、若干それに関連したお金の問題をお話ししたいと思います。

今、経済は、日本全体としてはよい方向に向っておりますが、地域経済はまだ苦戦している部分があります。地域にある金融機関が「リレーションシップバンキング」ということで、地域経済の再生のために、どういう貢献ができるかという議論をしております。私どもも一緒にやらせていただいているわけでございます。財政制約の中で、今後いろいろな地域で新しい動きをするときに、資金の問題が多分出てくるだろう。そういう意味から言いますと、お金の流し方についても国としては並行的に考えていく必要があるのではないかと思っております。

前にも申し上げましたけれども、例えばイギリスで行われているような不況地域の再生のために、各種の補助金をプールして、計画がすぐれていた地域には、かなり自主的に運用させるという仕組み（「統一再生補助金」）もヨーロッパではあるようでございます。また、去年の秋に私はヨーロッパ投資銀行というところに行って、幹部の方とお話をしてきましたが、これはEU各国が資金を拠出し合っている銀行でございまして、年間のフローの融資額が3兆円ほど、私どもの銀行の3倍ぐらいのお金を運用しているんでございますけれども、その資金の約7割が地域の再生といえますか、地域の振興に充てられております。

各国とも、遅れた地域についてどうするかということについて、問題関心が非常にございまして、国家レベルでいろいろやっているということがございます。それ以外の残りの3割は、交通とか情報、航空、社会インフラの関係とか技術の振興にお金を出しております。

お金の使い方については、最近PFIとかPPP（「パブリック・プライベート・パートナーシップ」）という形で、金融技術の進歩を取り入れた形で自治体のいろいろな努力をサポートするような手段も開発されておりますので、今後、国土計画を展開していくときには、そういう金融技術の発達の成果も取り入れながらやっていけば、

より効率的にいろいろなことができるのではないかと思います。

【中村部会長】 ありがとうございます。齋藤委員。

【齋藤委員】 感想めいたことでもいいと言われましたので、感想めいたことを申し上げたいと思いますが、この報告書の案は、これからの国のかたちに向けてという副題がついていますが、これからのことを考えるに当たって、非常に多くの論点を提示して、またそれについてどういう考え方で答えを出せばいいのかということについて、非常に多くの示唆を与えていると思いますし、そういう意味で今の時点では非常によくできたというか、多くの方にぜひ参考にさせていただきたいというか、参考にすべきことだろうと思うんです。

これから、いろいろな国土計画を実際につくるに当たっては、いろいろな手続きとか時間がかかる。そうすると、おそらく2年か3年かかるか知りませんが、当然のことながら、これだけでは事情が変わって、また新たな論点が出てくるかもしれませんし、またいろいろなことを考えなければいかんかもしれない。

だけど、今の時点で見れば、少なくとも物事を考えるに当たって、こういう考え方でいけばいいというか、非常に説得力のある考え方が多数示されているわけですから、そういう考え方をぜひ方々で使っていただけるというか、参考にさせていただけるような仕組みを、この報告書をもとにして考えていただいたほうがいいのではないかと思うんです。

ただ、こういう報告書ができましたと。これは、あと国土計画をつくる時に参考にするんですというだけではなくて、今すぐ何かの形で使っていただけるとか、ヒントにさせていただきたいということ、いろいろなところでやっていただいたほうがいいのではないかと思います。

感想的になりますが、それだけ申し上げます。

【中村部会長】 ありがとうございます。大西先生。

【大西先生】 さっき平野委員から「ほどよいまち」について重ねてご意見がありましたので、そのことにちょっと触れて、それから、もう1つ私見を述べさせていただきたいと思うんですが、「ほどよいまち」については、さっきご紹介した本文のちょうど真ん中の64ページあたりから3ページぐらいにわたって、かなりいろいろな角度から記述しておりますので、これをお読みいただきたいと思うわけですが、いろ

いろいろなことが書いてありまして、しかし、まだそれで意味がわかりにくいということもあるので、そうしたご意見については謙虚に受けとめて、今後またこれを議論する機会があると思いますので、そこで生かしていきたいと思います。

ただ、こういう概念をなぜ入れたかと。この章は自立と安定という章でありまして、要するに日本が人口減少社会に入って、各地が自立・安定ということが相当大変な目標になるだろうと。そのときに、いわゆる拠点都市という政令市クラスの都市は、現実でも自立・安定、安定というか成長しているわけでありますから期待できるとしても、それだけだと、やはり人口の、あるいは地域のかなりのところをカバーするわけにいかないの、もう少し各地に自立・安定的な都市圏が出てこない、税金で支えるところがあまりにも多くなり過ぎるのではないかということで、その自立と安定の期待するところが、ここで「ほどよいまち」と言われる都市圏で、おっしゃるように人口がそんなに大きくないんだけど、一通り生活のいろいろなものがそろっていて、少し価値観を変えなきゃいけないといいますが、都会的な発想から言えば、そういう面があると思いますが、しかし日本人として、そこで暮らしていくのに一定のものが整っていると。

そういうことを各地が工夫してつくっていくことが日本全体の構造からいって、当面非常に大事だということをお願いしたかったわけでありまして。それがどういうものなのか、場合によっては、ある産業に特化していてもいいではないか。あるいは、個性的だということがもっと強調されてもいいではないかということはあると思います。金太郎あめを「ほどよいまち」として全国につくるというメッセージを出したいと思っているわけではありません。もし、そういうふうにとれるところがあれば、そこはちょっと言葉が足りないのかもしれないと思います。

それから、一言だけ。冒頭から、この調査改革部会というのは私は割り切って、調査はかなりまとまったものがアウトプットとして出たと。改革というのは、こういうことを言っているかどうか分かりませんが、挫折してしまったと思っています。

最後の14ページのまとめのところ、上から6行目ぐらいに、大胆に改革を図ると載ってまして、一時、国土計画の法律を含めた大胆な改革の方向が見えた時期もあったんですが、結果としては、ことしの国会で法律改正案が提示されることにならなかったわけでありまして、大胆な改革というのが、私は言葉としてはまだ残ってい

るんですが、中身がちょっとはっきりしない面もあると。ここは非常にこれから重要だと思っているわけです。

せっかくなされた計画を実現するために、大胆な改革をするということも議論としてはあると思うんですが、私は出発点としては、この国土計画がだんだん社会で重宝がられなくなってきたという危機感から改革というのが提起されたんだろうと思うんです。

結果としては、いい計画内容が出て、それを実現する手段を制度としてつくるということは、私が言いたいことと同じことになるのかもしれませんが、しかし、そういうことで改革の必要が出たので、やっぱりそのところを考えなきゃいけない。

最近、都道府県の何県かの方と全国の都道府県の担当者にアンケート調査をする機会がありまして、その結果、やはり国土計画がなくてはならないものだと考えているところは少ないです。だから、まだというか、問題意識、改革が必要だと思った問題意識は、当然継続されているわけでありまして。したがって、多くは言いませんけれども、都道府県なり、あるいは市町村なりの方々が国の計画がほんとうに必要なと感じられるような改革をしなければいけないんじゃないか。あるいは国民に訴えかけるといふことかもしれません。

最近、地域再生とか、都市再生ということで、国が方向を提示して、そこに対してNPOを含めて提案が応募されて、ある種のコンクールによって政策が採択される流れができていますが、そこで出てくるような内容は、まさに国土計画がそういうものを引っ張っていてもいいような内容があると思うんです。だから、やや長期にわたって改革議論をしているうちに、肝心なことをほかでやられてしまっているという面もあって、そういう意味では、そんなに時間が残されていないといえますか、のんびりできないわけでありまして、まさに日々沸き上がってくるニーズにどう答えるかということで、この大胆な改革をぜひ重点的に進めたいと思います。

以上です。

【中村部会長】 ありがとうございます。私自身は、まだ改革は挫折したなんて思っていませんので、ぜひやるべきところはやり遂げなければと思っています。私はいつまでそれに関与しているかわかりませんが、ただその中で、特に一番大事な大西先生に、あきらめずに、ぜひやっていただきたいと思います。

政治的風土からして、簡単ではない話だと思うんですけど、特に、ここの審議会の委員は行政とか、あるいは経営、あるいはマスコミの中で長年やってこられたご経験の深い方が多いわけで、ぜひ具体的にどうすればいいのかというご示唆もいただきたいし、さらにご支援もいただきたいと思っています。

生源寺委員、お願いします。

【生源寺委員】 感想でもよいというお話でございましたので、お言葉に甘えまして、1つ申し上げたいと思います。

新しい国のかたち、あるべき形という意味では、大変よくできた報告でございまして、むしろ非常に発言をしにくいようなところがあるわけなんですけれども、問題はもちろん冒頭、中村部会長がおっしゃったように、目的の具体化であり、あるいは戦略の設定だろうと思うわけなんですけれども、同時に、新しい形に向けて取り組む姿勢の中で、1つ私としては強調しておきたい点として、我慢強い取り組みということがあるんだろうと思うんです。逆に言いますと、我々はかなり我慢強さを失っている状況にあるような気がしてならないんです。

やや具体的に申し上げますと、随所で、特に後半の部分でありますけれども、都市的な土地利用の拡大・拡散を集約化するという。これ自体、ほんとうに結構なことなんですけれども、大変な時間がかかる可能性があるわけです。しかも、取り組んだとしても、少しずつしか成果が出てこないという性格のもので、取り組んだ人が、その成果を見ることなしにこの世を去るということもあり得ると思うんです。

その意味では、時間的なスパンをどう設定するかということも当然戦略の中に入っ  
てまいりますけれども、我慢強いペーストであるべきという点も、このほかのところにもあるかと思えますけれども、強調しておきたいと思っております。

それと、先ほど武内委員が市町村レベルの計画の実効性について、これまでどうだったかということについて、少し反省してみる必要があるんじゃないかと言われました。これも戦略という意味で非常に大事で、今、私の申し上げました都市的な土地利用のスプロールの状態を修復する場合も、やはり過去に起こったことについて、なぜこういうことが起きたかということ認識、あるいは共通の認識とする必要があるように思います。

これは、ほとんどわかり切ったことのように我々は錯覚していますけれども、必ず

しもそうではないと思うんです。スプロール状況も全国津々浦々ございますけれども、大半は合法的な農地などの転用によって生じているわけなんです。違反によって生じた非常に不都合な状態というよりも、ほとんどすべてと言っていいわけでございますけれども、合法的な土地利用の転換によって今の状態が生じているわけなんです。なぜ、そういうことが起きたかということについて、ケーススタディーをやるなり、しっかりつかむこと。ここから次の修復のプログラムなり、あるいは再発防止、これがないとたちごっこになってしまうわけでございますので、知恵も出てくるんじゃないかと思えます。感想ということでございますが。

【中村部会長】 ありがとうございます。小林委員。

【小林委員】 武内委員、それから生源寺委員のお話の中に土地利用の議論があります。国土利用計画との絡みで、実はこの場と直接かかわらない場所で、私は市町村、都道府県の土地利用計画について、いろいろ議論してまいりました。

その中で、特に生源寺先生がおっしゃったように、都道府県なり、市町村が現在の国土利用計画法におけるそれぞれの位置づけについて、かなり多くの不満を持っていらっしゃるという意見を聞いております。そういう中で、武内先生がおっしゃったように、国土レベルの国土利用計画と、都道府県、市町村が考えている土地利用計画、特に最近、市町村は独自に自分たちの土地利用をどうしたらいいのかと真剣に考える市町村がかなり多く出てきております。そういう部分と、国土利用計画の国土レベルの議論とどうすり合わせるか。

従来は、マクロバランスということで、数量バランスを考えていたわけですけど、きょうのペーパーでは、それだけではなくて質の向上という質の議論を視点として大きく掲げております。質は、おそらく国レベルで議論する話だけではなくて、やはり市町村なり、都道府県がそれを支えることがないと国土利用の質を上げることにならない。これは生源寺先生のお話のとおりでございます。

その辺の環境をどのように考えていくかということが、おそらく改革の1つの大きな要素ではないかと私は思っております。

【中村部会長】 ありがとうございます。あと、どなたか。井上委員。

【井上委員】 多くの方が指摘されたように、現時点において大変いい内容に育ったなと思っております。ただ、世の中の変化が激しいわけですので、今後、市町村合併

の動向とか、あるいは道州制の行方とか、未知数の要素もあるわけで、方向は出たわけですが、柔軟に対応していく姿勢も必要かなと思っております。

それから、製本になった報告案を、きょう初めて手にして、先ほどからぱらぱらめくっているわけですが、図表なども増えましたし、全体として、かなり見やすくなったなと考えております。

後ろのほうに用語解説などもあるわけですが、先ほどから話題になっておりました言葉の違いとか、あるいはスマート・グロースという言葉については、この用語解説に出てないんです。ぱらぱらめくって見ますと、まだ少し余白等もあるようですので、もし可能なら、きょう議論になったような言葉を含めて追加したほうが、より親切な報告になるのかなと、こんなことを感じました。

【中村部会長】 ありがとうございます。あと、よろしいでしょうか。奥野委員。

【奥野委員】 議論に加えさせてもらった感想を一言述べさせていただきますと、先ほど来、自立、連帯という言葉がずっと出てきておるわけですが、90年代の10年間、地域の自立ということは随分前からテーマになっていて言われているわけですが、90年代の10年間、この自立という言葉がこれほどむなしく聞こえた10年はなかったんじゃないかと思っていたわけですが、

各地域の基盤投資、公共投資等々が下支えをしていたということはあるんだろうと思いますけれども、しかし空洞化は、それを超える勢いで進展して、地域の雇用、所得が維持できない状況の中で基盤整備が行われたわけですが、そういった効果は目に見えてこないということで、いろいろな感情的な批判も出てきたと私は理解いたしております。

ただ、この空洞化20年、特に1980年代半ばから考えますと、急激に進んだのが、そのころでございますが、20年間たちまして、かなり様子が変わってきたのではなかろうかという印象を持っております。空洞化が進んだところはとことん進んでしまったと思いますし、また中国等々をめぐる東アジアの情勢等々も変わってきておまして、今度ここで新しく自立を考えるという意味が十分に大きくあるのではなかろうかと思っているわけでございます。

小委員会でも申し上げたわけですが、自立圏連帯型というのが1つのキーワードとして提案されているわけでありまして、前回の五全総の多極分散型を

ベースにした次のキーワードとして自立圏連帯型を考える意味は大きいのではなからうかと思っているわけでございます。

二層の広域圏が自立の1つの地域的なベースになることでございますけれども、その二層の広域圏、特にブロック圏の意思決定をどういうふうにしていくのか。ブロックをどういうふうに形成していくのかといったことが全く今からの議論でございます。そういったことも、これからの大胆な感覚の中の提案として、我々は議論していかなければいけないことではなからうかと思っております。

今まで議論してまいりました感想ですが、以上です。

【中村部会長】 ありがとうございます。大体ご意見いただいたようですので、よろしいでしょうか。

ご意見、今回の報告案、ポジティブに評価いただいたように聞かせていただきました。今日、たくさんの貴重なご意見をいただきましたが、そうしたご意見でまだ入れるべきところ、我々言葉足らずだったようなところもございますので、それは修正したいと思います。

今の井上委員に最後ありましたような点もつけ加えられるところはつけ加えたいと思いますが、そうした修正、追加をした上で、今度の国土審議会にこの案を報告したいと思います。

その修正とりまとめについては時間もございませんので、私にご一任いただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【中村部会長】 ありがとうございます。

それでは、本報告案の基本は、これでお認めいただいたということにさせていただきますと思います。

大体時間になりましたので、本日の国土審議会調査改革部会は、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会